

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇ 監査公告 昭和三十三年度にかかる皆成学園等の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年六月十四日

鳥取県監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 井上善一
 同 戸田俊己

監査箇所

皆成学園	昭和三十五年二月八日
奨徳学校	二十四日
積善学園	三月七日
養老院	四月十八日
保育専門学院	十九日
水産試験場	三月十一日
林業試験場	十四日
工業試験場	十六日
蚕業試験場	三十日
蚕業技術員養成所	同
果樹試験場	三十一日
中海干拓事業所	四月十三日
農産物小倉あつせん所	七日

執行年月日

皆成 園
監査委員 松本 利治
同 荻原 治郎

一、本園は園長ほか十七名の職員(うち園長雇用三名)で、七十六名(男子六十一、女子十五)の收容児に對し保護を加えるとともに、独立自活に必要な知識技能を与えているが、児童の入、退所状況は次表のとおりで、本年入園したものは僅か八名に過ぎず、前年より十九名減少し昭和三十四年十二月末現在において、百二十三名(男子六十二、女子六十一)の待機児童がある。三十五年度の定員拡大計画十三名とほかに、卒業見込の十六名を考り、よしても三十六年度当初にはなお多数の待機者が見込まれるので、現收容児童の新陳代謝につき慎重検討すると共にさらに、施設拡張による收容定員の増加を図るよう当局は配慮の要がある。

入退所状況表

入所児童	退所児童		差引児童数
	男子	女子	
二四	一〇	一三	一三
二五	八	一二	二一
二六	五	九	三八
二七	一五	二	五五
二八	一三	五	六七
二九	一六	一	七四
三〇	二二	七	七九
三一	八	二	七三
三二	一七	一	七七
三三	七	九	七七
三四	〇	七	七六
合計	一五一	二〇三	七六

二 施設の整備充実については、前回も強く指摘要望したところであるが、園児七十六名中男子普通家庭寮(三寮)の四十六名は現在なお、本館階下教室を応急的に改造した老朽建物に收容されている状況で、分類指導、処遇、衛生その他の見地から、早急に施設の拡張整備が要請されていたところ三十五年度において、

本館及び男子集合寮舎、職業指導寮の新築見とおしがついたことは結構である。さらに、女子特別保護寮の新築、女子寮舎の増築等緊急を要するものがあるのでこれが整備に一層の努力を望む。

- 三 経理出納その他事務処理について次の点を留意されたい。
 - 1 本館補強工事(土工事、木工事)施工について、契約並びに仕様書等不備なため施工内容が不明確であるとともに検収に徹底を欠くものがあつた。
 - 2 燃料(給食薪)の購入について購入時期並びに購入先等につき検討を要する。
 - 3 クリーニング事務の簡素合理化と調定事務の早期処理を図ること。
 - 4 その他
 - (1) 生産物売払代の調定は毎月行なうこと。
 - (2) 主要食品は毎月末棚卸を励行すること。

奨徳 学校

監査委員 松本 利治
同 荻原 治郎
同 戸田 俊 己

一 本校は、收容定員八十八名に對し二月一日現在定員数(男七十七、女十一)收容し、六寮六学級編成で保護並びに教育運営に努力しているが、教護一名、教母一名の欠員を生じ(新年度に充足見込)やむなく臨職(職業指導嘱託)と武藏野学園より派遣中の実習生をして充足し、学級運営をしていた。

二 施設の整備充実については前回指摘したとおり、炊事舎の改築並びに食堂の新築が緊急である。

なお、職業指導舎の改築と、現指導舎の農産加工室並びに収納舎の転用及び朝風、茜寮の改築整備についても年次計画を策定し、その実現に配慮されたい。

三 正式退院児童の社会適応状況をみると昭和三十四年十二月末現在で、少年院またわ看護院に收容され或は未收容であるが觸法行為による再転落児童は四十一名で、全体の二十六%に当つている実状につき、転落内容の分析と退院児童に対するアフターケアに細心の配慮と努力を望む。

四 経理出納並びに事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 燃料(薪)の計画的購入、とくに購入時期並びに業者の選定等検討すること。
- 2 生産物引継簿の記帳整理方法については是正を要するものがあつた。

積善学園

監査委員 松 本 利 治
同 井 上 善 一

一 当園の收容定員百二十名(百三十名、ろうあ九十名)に対し、監査時現在百十五名(百二十八名、ろうあ八

十七名)を收容保護しているが、最低基準に対する職員数は賃金職員を含め十九名で、二名(保母一、雇用人一)の不足を告げているので、これが充実並びに職業指導施設(印刷工場)設置に伴う、専任職業指導員の配置及び栄養士設置基準制定方の国への要請につき、当局は配慮すべきである。

二 施設設備の充実整備については、三十五年度において盲児寮舎暖房設備(四十三万五千円)の決定を見たが、児童居室の蛍光灯えの切替、窓わく、ペンキ塗替及び調理室並びに浴室の換気装置等なお、整備を要する箇所が見受けられたほか、自家給水設備新設等検討の要があるので、緊急度を考慮し年次計画策定による充実強化につき当局の善処を望む。

三 給食内容の分析検討については人手不足の関係もあるが、やや徹底を欠く憾があるが三十五年度から食糧費の引上げも行われるので、献立表とくに、栄養出納記録票等によりこれが、完全実施と給食の合理化を期されたい。

四 法対象外者は二月末日現在盲学校寄宿舎に在寮している生徒数のほか、ろうあ者四名で学園においてそれぞれ給食しているが、給食費の納入状況は次表のとおり

給食費収入状況表

(三五、二末現在)

科 目	予算合達額	調 定 額		備 考
		前年度以前繰越額	現年度	
過年度収入		一七八、一九一	一七八、一九一	二八年度 三〇、八六六 三〇年度 一、五三七 三一年度 四、八三二 三二年度 一、五三七
施設使用料	三四八、〇〇〇	一三五四、一〇四三五四、一〇四三〇一、七二五五二、三七九		
			収入済額	収入未済額
			二二三、三五九五四、八三二	

五 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- 1 薪購入に当つてはその時期に配慮し、予算の効率的執行を図るとともに、その受払の明確を期すること。
- 2 支出科目の適正でないものがあつた。

養 老 院

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一本施設は院長以下七名(うち臨時職員二名)の職員を以つて、五九名(定員六〇名)の收容委託を受け、

り相当額の未収があるので、これが整理に一層努めるとともに、これら救済措置につき関係機関との連け、を期し、その協力を要請されたい。

これが保護業務に当り入院者一人当り月扶助費二、〇五〇円(冬期は五五円加算)でまかなうはか、慰問金品等により運営しているが、扶助費のうち保健衛生費が燃料費等に喰込んでいるので、これが調整に配慮されたい。

なお、翌月十日までに福祉事務所に請求する事務費の送付が、二ヶ月程度遅延しているものがあるので、関係事務所との連携を強化し早期収納につとめられたい。

二 多年の懸案であつた食堂炊事場の拡張は、三十五年度において整備される予定であつたが、前回の監査において指摘している静養室は、收容人員等の関係からして一般居室を代用している現状であり、收容者の処遇上適当と認め難いので、これが早期整備につき関係当局は考慮されたい。

なお、非常事態における退避所の設置についても考慮の要がある。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された

い。

1 食料品出納簿の記帳事務の確実を期すると共に、副食品調味料で受払を要するものについては、出納簿に記帳整理すること。

2 棚卸の励行につとめ現物を的確には握ること。

3 援助衣料品の保管方法に検討を要するとともに、成る可く早く個人に交付しその活用を図ること。

4 物品購入修繕簿に記帳洩れのものがあつた。

保育専門学院

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 授業実施状況は、授業実施予定計画に基づきさらに、毎月兼任講師の授業希望日時を聴取し、時間割を策定実施している。本年度卒業生に対する授業時間数は二、六五〇時間で、厚生省規定時間を七〇時間超過していたことは結構であるが、その内容は総合実習四五時間、音楽六時間、グループワーク実習八時間等が主

なるものである。

授業実施に当つてはさらに、兼任講師との連絡調整の完べきを期し計画実施の効率化を図られたい。

二 本院の学生定員一〇〇名(一、二学年共五〇名)に対し、二学年三四名三十五年度入院生四〇名計七四名で定員を下廻っている。これは、保母の需要状況を勘案し、完全就職を目的とした一応の措置であると考えられるが、本院の設置目的並びに現在の応募者の状況等からみて、定数の完全充足を図り施設の高度活用を期することが肝要と思われるので、関係当局の再検討を望む。

なお、開院以来の募集状況は次表のとおりである。

学生の年度別応募並びに募集状況表

入学年度	応募人員	募集人員	卒業人員	備考
三一	八〇	三三	三三	
三二	八五	三五	三五	
三三	五〇	三三	三二	

三四	八八	三五	三四	在学
三五	八八	四〇	四〇	
計	三九一	一七六	一七四	

三 当院は院長ほか六人(うち臨職二名)の職員のほか、兼任講師三人(部外二人、部内一人)を委嘱し業務運営しているが、部内講師に対しては報酬的なものが考慮されていないので、他の機関等との均衡をも考慮し優遇措置を講ずべきである。

また、男子職員が少く宿直に困難が見受けられ、また寄宿舎(現在二六名収容)の保護監督についても一考の要がある。

四 経理出納その他事務は、おおむね適切に処理されているものと認められた。

水産試験場

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 職員は場長以下二十四名で、このうち研究職員は本場四名、境分場四名、三朝養漁場二名で他は事務系統職員と試験船乗組員である。従つて本機関の試験研究規模は逐年縮少し、沖合漁場の開発による沿岸漁業の操業形態の改善に主力をおいてきているが、これに相応する陣容整備が整っていないことが、場運営のあい路となつてゐる。本機関の人的構成について主管当局は充分検討考慮の要がある。

二 海洋部(本場)

1 沿岸漁場の調査によつて、春夏期における民間漁船の誘導操業を行つて相当な成果を挙げ、さらに、冬期荒天期における沖合操業をも行つて企業化への明るい見透しを得ていたが、従来の漁業形態は年間を通じての一貫した操業形態が確立してないことも、沿岸漁業の不振の一因ともなつてゐると思われ、操業形態の改善施策につき、さらに、調査研究が必要である。

2 県下中部海域を対象に本年度から新規に国庫助成を得て、当該地域の沿岸漁業の動向調査(三ヶ年計画)に着手し、既に漁業実態と経営分析の検討と、次年度における漁場総合利用調査及び流通加工面の予備調査を実施してゐた。また、前年度に完了した県下漁村に対する実態調査の結果書は印刷の上関係機関に配布されていたが、これらの基本的調査に基づく結果の諸施策への反映につき関係当局の適切且つ急速な措置が望まれる。

三 沖合漁場開発調査(境分場)

1 前年度に引き続き四月から五月にかけて、大和礁(新潟県沖)周辺に未開発漁場を求め、サケ、マス漁業の試験操業を行いその結果企業的にも採算がとれる見透しが得られている。すなわち、本年度は試験操業のかたわら、新潟を基地とした企業の操業を行い、該地域に出漁する他県業界のそれに比し、成績は上位に置かれてゐるが、総水場の点からすると操業能率の関係上中位程度に留つてゐる。いずれに

しても過去二ヶ年の試験操業の結果からみると、日本海域におけるマス流網漁業は明るい希望が持たれてゐるので、業界の誘導策につき県の対策樹立が必要である。

2 今回実施された沖合漁場開発調査結果によれば、マスの棲息調査をもとに魚種の体長組成の測定が行われているが、体長に応じた体重測定等生物調査、観察についても、研究が必要と思われる。

3 沖合漁場開発調査に関連して試験船「だいせん」備付調査器具、ローランサモダイグラフ等の購入、漁具運搬用オート三輪車、漁具格納倉庫改造等についても考慮の余地がある。

四 三朝養漁場は昨年九月伊勢湾台風の災害により、諸施設が埋没しその殆んどが機能を停止している現状である。この復旧については現在見送り状態となつてゐたが、県は、本分場今後における運営方針につき根本的検討を加え早期に適切なる処置対策を策定すべきである。なお、現位置は既設の砂防えん堤との関連並び

に水温の適応性等にも十分に検討を要するものがあるので、併せて考究し遺漏なきを期されたい。

五 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

- 1 沿岸漁業試験に伴う日雇船員の雇用契約につき、検討を要するものがあつたので善処すること。
- 2 過年度分未収金(三朝養漁場分)の早期整理に一層努力すること。
- 3 収入手続に検討を要するもの、調定事務の遅れてゐるものがあつた。

林業試験場

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一

一 職員は、現在場長以下一三名で、前年度監査時より四名減となつてゐる。これは、兼務職員の解除及び配置転換等によるものである。

また内部組織機構は庶務係のほか従来の施業部、改良部を経営部、造林部に改め、研究職員は依然として六名で補助職員は未配置である。職員組織の改善につき考究の余地がある。

二 三十三年度から着手したスギ收穫表検定調査(単県事業)は本年度をもって完了し、この調査と併せ一部においては、既に計算事務を完了し收穫表作成にとりかかっていた。また、この調査結果と国の林分調査表との適合度合及び適否等は、余り偏差がないことが確認されている。この調査結果の活用特に諸施策への反映につき一層の配意が望まれる。

なお、三十五年度からはマツ植栽地を選定し同様調査を行う予定であった。

三 現在のほ、場は設立当初から土壌構造が悪く、試験は場に適しないため種々と改良施策を講じ、本年度も暗渠排水施設を整備していたがさらに、緑肥、堆肥施用等による土壌改良に工夫を講ずる要がある。

また、三十五年度から従来の育苗畑を縮少し採種園

の拡張が見込まれていたが、土地利用の高度化についてもとくに配慮されたい。

四 経理出納その他事務について、次のような留意改善を要するものがあつた。

- 1 雇用人夫の出面表の作成
- 2 生産物の引継時期
- 3 苗ほからの生産数量並びに試験研究に対する転用処分

工業試験場

調査委員、松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 職員は、前回同様場長以下二三名でこのほか、事業費支弁職員四名雇用している。各種試験研究は、前年度に引き続きその規模を最少限に縮少し、業界指導に乗り出しているが、他面県の諸施策遂行に当つて財政的にも充分行き届かない面もあつて、試験結果が反映されず勢い本機関の機能発揮の域に達しないものがあ

る。これらの点につき、主管当局は現地機関と密接な連携を保ち各部内の研究項目の選定とくに、流通経済面とのむすび付け及び研究費の増額考慮等行政効果の發揮について再検討を加へ、適切なる措置を講ずる要がある。

二 化学部製紙係

前年度に引き続き手すき施設を利用したすき物転換指導を行うほか、新たに化学合成せんい、テトロン及び苛性濃粉をすき込んだ障子紙等の試作研究を行いいずれも良い結果をみ、量産的業界指導に乗り出しているが、若干生産費の割高となつているので、この面の研究に工夫されたい。また、試作研究費の不足或いは、業界指導に当つては、施設の共同化、販路開拓、資金面等育成面の問題がある。

三 化学部醸造係

醸造関係は前年度に引き続き業界指導に重点を置き、酒造好適米の分析試験と清酒醸造の研究を実施している。多年の懸案であつた醸造関係精密機械は、三

十五年度において予算措置(経費九〇〇、〇〇〇円)されているのでこの整備によつて、本格的試験研究調査の段階に立ち到るものと思われるので一層努力されたい。

四 産業工芸部

一般家具の量産研究をするほか、本年度はノックダウン型式(主として卓、椅子)による試作を実施し一部には生産着手の段階となつていたが、さらに移出効果等をも考慮した実施指導の強化を図る要がある。

また、本年度よりクラフトグループ(県下の手工芸品業者一七人)及び商業デザイングループ(鳥取市内のもので一人)の結成をみたことは結構であるが、さらにこれが、育成強化につき一層の努力を望む。

なお各種試作研究に要する諸経費並びに参考図書購入費等の予算措置についても、善処の要が認められる。

五 木材工業部

前年度に引き続き市況調査、品質の向上と生産原価

の低減等を図るため、主管課と提携し、各地区別に基礎工作、技術研究会等を開催しているが、さらに、従来の多種少量方式を少種多量方式に切り換えるべく、勸奨指導に格別の努力を要する。また、近時合成樹脂糸の新興資材の進出に伴い、これらを主材料とする家具類の加工及び着色、塗装については従来と異なつた技術が必要と認められるので、これが、試作研究並びに技術指導等に当つては指導員の増強その他格別の配慮を要する。

なお、塗装及び機械室の拡張並びに乾燥室の新設指導用機材運搬車購入等については、県当局の善処を望む。

六 境港分場(染織)

過去数年にわたり実施してきた浜紉の試作研究は、本年度特殊染織に成功し、企業化への明るい見透しを得ていたことは結構である。一面、業界を主体とする浜紉研究会の発足をみ、この研究会を通じ前記特殊染織法の普及研究と業界指導の確信を企図していたが、

いずれにしても、従来から本機關の予算構造は独立採算性を強いられ、試作研究費にも事欠く状態であつて、これが本分場運営上の最大のあい路となつているので、この点、県は特産浜紉の振興施策とある程度量産せしめることにつき検討考慮されたい。

七 経理出納その他事務について、次のような留意改善を要するものがあつた。

- 1 各種試作品の設計及び実施記録の明確化
- 2 試作品の原価計算処理
- 3 試験、検査、分析に伴う手数料減免処理
- 4 生産物の引継処分
- 5 在庫品(繰越分)の処分

蚕業試験場
蚕業技術員養成所

- 一 職員は、場長以下一六名で蚕品種試験、その他蚕業
- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 松 | 本 | 利 | 治 |
| 同 | 萩 | 原 | 治 | 郎 |

応用技術等の研究を継続実施するほか本年度は特に、桑の萎縮病について研究を続けおむね円滑に執行してきたものと認めた。なお、近年の蚕糸業の現状にかんがみ、本機關の運営を養蚕農家と直結した実用的経営試験の方向に移行することにつき考究されたい。

二 現在桑園は三、五ヘクタール有しているが、この管理が充分行届いていないので、老朽桑園の改植、施肥改善等に留意し試験部内別に経営計画を樹立し、ほ場管理の万全を期する要がある。

なお、桑園施肥改善事業として、県下六地区に試験地を設けているが、本場桑園においても、試験ほ場と経営ほ場に区別し前記養蚕経営試験の実用的研究に資することとし、蚕業経営不振の打開に工夫考究された。

三 県下桑園土壤に係る管理試験の結果に基く地力指数の実用化については、各試験区別に施肥基準の設定にとりかかり、一部には既に本晩秋蚕からこの桑葉により、稚蚕期の飼育試験を実施する予定であつた。

四 養成所の本年度課程修了者は、本科一〇名予科三名であつてこのうち、本科生は既に就職決定を見ていた。また、三十五年度入所予定は本科一〇名、予科七名内定していた。本年度修了者に対する教務実績は、所定の学科と実科面との調整がとれず依然として実科が過大となつている。試験研究の事業規模に再検討を加へ、教務計画にしわよせとならないよう考究善処の要がある。

なお、講師は一部の教科を除き部内講師で賄われているが、部外講師に対する手当は予算措置されていないため、講師招へいにも事欠いている。

五 多年の懸案であつた庁舎改築は、三十五年度において改築費三百九十余万円をもつて、本館及び研究室の改築その他蚕室の一部補修を行う予定である。

六 経理出納その他事務について、次のような留意改善を要するものがあつた。

- 1 雇よう人夫の出面表の作成
- 2 肥料出納の明確化

- 3 收穫量引継の明確
- 4 試験研究に伴う出産物の転用処分の明確
- 5 屑繭等の引継処分の適正

果樹試験場

監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 同 井上善一

一 本年度は建設第三年次をむかえ、従来農業試験場所
 属であつた津ノ井果樹分場及び河原試験地(柿)を吸
 收し、新に北条試験地(ブドウ)を設け一応果樹試験
 研究機関としての組織基盤を造成した年度であつて、
 第一次建設計画は概ね既定どおり遂行されているもの
 と認められた。

職員は場長以下一〇名でこのうち、津ノ井分場二
 名、河原試験地二名、北条試験地一名を配置し、残り
 五名が本場勤務である。新植した試験樹も順調な発育
 をみ、本格的試験にせまられているが、一面技術陣容

の整備が立ち遅れ研究職の手足不足が認められるので、
 人事当局は急速に措置する必要がある。
 二 本年度施行した施設整備は事業費四百六万六千円を
 もつて、実験室、薬剤撒布室の新築と梨棚架設等であ
 る。本建設計画は三十五年(整備費一、五二八千
 円)をもつて完了の予定であつたが、さらに、第二次
 計画として選果場、作業舎、硝子室等建物施設の整備
 が急がれているので、県はこの点考慮が必要である。
 なお、本場施設に通ずる道路の整備問題については、
 関係機関と充分折衝し早期解決するよう県において善
 処が望まれる。

三 各は、場の試験樹は順調な発育をみ、このうち、津ノ
 井分場はモデル園として、今後経営試験は、場に切り替
 へ運営する意向であつたことは、適策と思われるので
 さらに研究されたい。

四 場運営費を分析検討してみると、は、場整備と試験樹
 の発育によつて一般管理費に不足を生じ、建設計画に
 よる整備費の一部をなしくずし運営してきている実状

である。人夫賃需要経費等運営管理費の予算的考慮に
 ついては、充分実状を検討し適切なる措置を講ずる要
 がある。
 なお、予算令達の早期解除とその執行については、
 技術面と密接な連けいをとつて、計画的しかも効率的
 執行に留意することが緊要である。
 五 経理出納事務について次のような留意改善を要する
 ものがあつた。

一 本年度施行した事業の状況

1 代行事業費

内訳

- 埋立工事 (一四三、六八七、三立米)
- 幹線排水路 (三二二、〇米)
- 堤塘工事 (第一工区船溜工)
- (堤防腹付補強工事五九二、五米含む)
- 堤塘工事 (第二工区捨石工 八一五、五米)
- 機械器具費その他

- 1 生産物の引継処分
- 2 収入手続
- 3 生産物売払代金の未収整理

中海干拓事業所

監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 同 井上善一

二七、三七〇、〇〇〇円

一六、八八六、五七九円

一、三六二、〇〇〇円

二、九八六、三二一円

三、八一七、〇〇〇円

二、三二八、一〇〇円

2 附帯事業費

道路工事 (八三六、〇米)

水路工事

排水路工 (五二二、二五米)

用水路工

その他

3 整地事業 (非補助)

道路工事 (一、一〇五、二米)

埋立工事 (二八、九八四立米)

水路工事

排水路工 (二三七、〇米)

用水路工 (四一二、〇米)

その他

以上であつて、いずれも工事は年度内に完了して
いる。基本工事のうち第一工区は本年度工事をもつて完
了、既に二十四ヘクタールの干陸計画を樹立し土地配
分に着手し、さらに、第二工区堤塘工の基礎捨石工を
完了していたが、本事業の進捗率は全体計画の二五%

三、七二〇、〇〇〇円

五五七、〇〇〇円

三、〇二三、〇〇〇円

一、八七五、〇〇〇円

一、一四八、〇〇〇円

一四〇、〇〇〇円

五、〇〇〇、〇〇〇円

八三四、〇〇〇円

一、八五六、〇〇〇円

一、九六〇、〇〇〇円

五六〇、〇〇〇円

一、四〇〇、〇〇〇円

四九、〇〇〇円

であるので、国に対し事業費確保を要請し、早期完工
に努力されたい。

二 基本工事のうち第二工区堤塘工事の基礎捨石工を施
行していたが、第一工区既設堤塘の現状にかんがみ
(堤塘腹付補強その他)本地区の堤塘工法に技術的検

討の余地が認められるので、第二工区堤塘工の設計に
当つては充分考究善処されたい。

三 経理出納その他工事事務の処理は適正と認めたと、
さらに、工事の施行監督につき努力を望む。

農産物小倉あつせん所

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

昭和三十四年度にかかる農産物小倉あつせん所の監査
を執行したが、その結果所業務は一段と活発化し、当地
方における経済市場及び競合産地の動向調査とその見透
等を適期に捉え、県内特産物の受注調整に努力している
が、逐年各県競合産地の拡大本県の場合輸送条件の不
利、さらに、駐在員の手不足等もあつて業務の執行運営
に容易ならぬものが認められる。

次に本年度業務の状況は概ね次のとおりである。

一 駐在員は所長以下二名であるが、あつせん業務の複
雑化に伴い職員一名の増員が緊要と認められる。また、
業界派遣の駐在員制についても、さらに、関係方面に
勧奨するとともに、その実現方につき配慮すべきであ
る。なお、当所の組織強化については、毎回要望して
いるところであるが、各県機関(青森県を始め九県)
の状況からして、さらに、観光を始め商、工、林、畜
産部門と就職あつせん業務を併設することにつき、関
係当局の検討善処を望む。

二 本年度業務実績は次表のとおりで、前年度に比較し
金額的には増加しているが、内容的には、業類は地場
物の生産増強並びに輸送関係と伊勢湾台風後被害地方
の市況好転に伴い、前年実績に比較し著しく減少して
いる。

なお、品質の改善、受注能力の向上計画生産及び出
荷体制の確立、特に出荷統制につき、さらに、強化を
要するものがあるので、県はこれが指導につき一層配
慮すべきである。

品 目	三十二年		三十三年		三十四年		三十三年対し増減	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
核 桃	一五箱	五九	五〇箱	一五〇	四三	一四三箱	三三	
西 瓜	三、二八Kg	六四	二四、〇七五	一〇八	五七	△一八、〇〇玉	△	一、三九
な し	二六四、四七箱	三〇六、九〇	三三、五五箱	二四、一〇元	二四、三三	六、一四箱	△	五、二六
ぶ ど う	六九、四八〇	三、七六	七、〇五	三、一五	二七、一〇	四、四〇	△	九、〇二
か き	四、五二	四、二四	一、三三	一、二二	一八、四三	一		一、四三
長 芋	三、二二	三、二九	二、三三	一、六九	一九、七	七箱	△	二、四
ね ん ぎ	一四、三〇Kg	一、六五	七、七五Kg	一、〇七			△	七、〇
か ん ら ん	六、三三	七四	二、三〇	一、二七			△	一、二七
人 蔘	六九	九						
里 芋	五八、五八	五、六元	二八、九九	二、三三			△	二、七三
実 さん しょう			三三	三				一、〇〇
農 産 種 子	一、四〇立	一七	二、六〇立	二〇	六九	四、九〇	△	三、五〇
計		二五八、三三		二五、三三		一八、四三		九、四〇

(自) 至 十一月 千円単位

三 当所における諸経費は従来直接本庁主務課で処理していたが、三十四年八月一日より現地機関に対し、常時前渡資金制度により経理していたことは結構であるが、活動経費(旅費)は十二万余円(運営費総額は六十万余円なるも主として、通信費事務所借上料等義務的経費である)で業務運営上支障を来しているので、増額措置を要するとともに交際費的経費についても、財政当局の考究善処が望まれる。

なお、業務の性格上からして長期駐在の必要が認められるので、職員住宅の建設について県当局の配慮が望まれる。